

大阪市生きた建築ミュージアム推進有識者会議開催要綱

制定 平成25年5月10日
最近改正 平成28年3月30日

(目的)

第1条 大阪市生きた建築ミュージアム事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、外部の有識者の意見を聴取して事業の参考に資するため、大阪市生きた建築ミュージアム推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、歴史的建築物等の再生・活用や都市魅力創造などに関する学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 会議は、市長が招集し、委員のほか、必要な関係者を出席させて意見を聞くことができる。

2 市長は、事業に関する個別専門の事項を検討するため、特定の委員及び必要な関係者を招集して専門会議を開催することができる。

(開催期間)

第5条 会議は、平成32年3月まで開催する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。